法律第十八号

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の二ただし書中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

2　令和四年六月の内閣総理大臣等（特別職の職員の給与に関する法律第二条に規定する内閣総理大臣等をいい、同法第一条第四十四号に規定する秘書官を除く。）の期末手当の支給についてのこの法律の規定による改正後の同法第七条の二の規定の適用については、同条ただし書中「あるのは」とあるのは「あるのは」とし、「同条第五項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第十七号）附則第二条第一項第一号イ中「百二十七・五分の十五」とあるのは「百六十七・五分の十」とし、一般職給与法第十九条の四第五項」とする。

（政令への委任）

3　前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

内閣総理大臣　岸田　文雄

国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年四月十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第十九号

国家公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第一条　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「既に」の下に「二回の」を加え、「当該子の出生の日から勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員（当該期間内に当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定により人事院規則で定める休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　子の出生の日から勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規定により人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間内に、職員（当該期間内に当該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二十三条の規定により人事院規則で定める休暇により勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてする最初のもの及び二回目のもの

二　任期を定めて採用された職員が当該任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業（当該職員が、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする官職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）

第七条第一項中「この条において」を「この項及び第三項において」に、「にあっては」を「には」に改め、同項第一号中「任用の期間（以下この条及び第二十三条において「」及び「」という。）」を削り、同条第二項中「その」を「当該」に改め、同条第三項中「にあっては」を「には」に、「その」を「当該」に改め、同条第五項中「その」を「当該」に改め、同条第六項中「基づき」を「より」に改める。

第二十七条第一項中「第三条第一項ただし書」を「第三条第一項第一号」に改め、同項の表第三条第一項の項中

任命権者	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）

を

、任命権者	、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）

に改め、

人事院規則で定める特別の事情	政令で定める特別の事情

を削る。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の見出し中「公務員」を「地方公務員」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「に対する第一条の規定」の下に「（附則第一条第一号に掲げる規定を除く。）」を加え、同項を同条とする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（独立行政法人通則法の一部改正）

2　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第二号中「及び第七十条の四第二項」を「、第七十条の四第二項」に、「並びに」を「及び」に改め、同条第四項中「第三条第一項」を「第三条第一項第一号」に、「同法第三条第一項ただし書」を「同号」に、「同法第十二条第一項」を「同項」に改め、同条第五項中「同法第十二条第三項第四号」を「同号」に、「同法第三十九条第十項」を「同項」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄

厚生労働大臣　後藤　茂之